

和歌山県監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月14日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和4年12月22日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

ア 東牟婁振興局申本建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

イ 東牟婁振興局新宮建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 物品調達同において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされ

ていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

(ア) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 郵便はがきの残高の記載が漏れていた。
- b 4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。
- c 受払ごとの検印が行われていなかった。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局農林水産振興部

現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局申本建設部

(ア) 昨年度に引き続き、証紙徴収実績簿において、証紙の消印担当者でない職員が消印を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 砂利採取計画認可申請手数料に係る過貼付の証紙の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 過貼付等通知書により納入者に通知していなかった。
- b 還付請求をしない旨の意思表示があったにもかかわらず、申請書欄外にその旨が記載されていなかった。
- c 過貼付等整理台帳が作成されていなかった。

(ウ) 管理事務所浴室修繕契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

カ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 新宮港テント等設置業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 県立なぎ看護学校

(ア) 役務費筆耕翻訳料の支出負担行為について、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ク 県立新翔高等学校

需用費修繕料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。